

告 示

埼玉県選管告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

旧	新	
医療法人社団愛友会 上尾甞生病院	医療法人社団愛友会 上尾中央第二 病院	施設の開設主体及び名称
	埼玉県上尾市大字地頭方四百二十一 番地一	所 在 地